

# 妊娠・出産に伴う休暇制度Q&A

- Q1 [妊娠中の女性職員が使用できる特別休暇はありますか。](#)
- Q2 [出産予定日の何日前から休暇が取得できますか。](#)
- Q3 [出産後は何日間の休暇が取得できますか。](#)
- Q4 [妻の出産に伴い、男性職員が取得できる休暇はありますか。](#)
- Q5 [出産後に取得できる休暇はありますか。](#)



## Q1 妊娠中の女性職員が使用できる特別休暇はありますか。

A1 妊娠期間中に女性職員が使用できる特別休暇は、保健指導休暇、母体保護休暇、通勤緩和休暇があります。

### 1. 保健指導休暇

要件：母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受けるため

期間等：以下の必要と認められる時間とします。

- ① 妊娠 23 週までは4週に1回
- ② 妊娠 24 週～35 週までは2週に1回
- ③ 妊娠 36 週～出産までは1週に1回
- ④ ①～③の他、医師等から特別の指示があった場合はその都度

### 2. 母体保護休暇

要件：母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合

期間等：連続する勤務の途中における、休息又は補食するために必要な時間とします。

### 3. 通勤緩和休暇

要件：通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合

期間等：勤務時間の始め又は終わりにおける、1日を通じて1時間を超えない範囲内とします。

## Q2 出産予定日の何日前から休暇が取得できますか。

A2 産前休暇

対象者：出産前の女性職員

期間：6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産する予定（予定日を含む）の職員が請求した期間となります。

出産が分娩予定日より遅れた場合は、分娩予定日から出産した日までについても産前の休暇として取り扱います。

**Q3 出産後は何日間の休暇が取得できますか。**

A3 産後休暇

対象者：出産した女性職員

期 間：出産した日の翌日から8週間を経過する日までの期間となります。

出産した女性職員が就業を希望し、医師が支障がないと認めた場合は、産後6週間を経過した時点で就業することができます。

**Q4 妻の出産に伴い、男性職員が取得できる休暇はありますか。**

A4 出産休暇と養育休暇があります。

1. 出産休暇

要 件 等：妻の出産に伴うもの。

付与日数：2日の範囲内とします。

取得期間：出産に係る入院の日からその出産後2週間の間に取得します。

2. 養育休暇

要 件 等：妻の出産に伴い、小学校就学前の子又はその出産に係る子を養育する場合

付与日数：5日の範囲内とします。

取得期間：妻の出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から出産後8週間を経過するまでの期間内に取得します。

養育する子が、当該出産に係る子の場合、出産後8週間を経過するまでの期間内に取得することになります。

**Q5 出産後に取得できる休暇はありますか。**

A5 保健指導休暇、保育休暇、子の看護休暇があります。

1. 保健指導休暇

対象者：産後1年を経過しない女性職員

要件等：母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合

期間等：産後1年以内に1回、必要な時間とします。

ただし、医師等から特別の指示があった場合はその指示された回数となります。

2. 保育休暇（男性職員も取得できます）

対象者：生後1年に達しない子を養育する職員

要件等：生後1年に達しない子の授乳や託児所への送迎等で、その子の保育のために必要と認められる場合

期間等：1日2回（原則として午前及び午後に各1回）それぞれ30分以内の時間とします。

なお、男性職員がこの休暇を取得する場合は、配偶者等が取得することとしている時間を差し引いた時間となります。

3. 子の看護休暇（男性職員も取得できます）

対象者：小学校就学前の子を養育する職員

要件等：その子の看護のために必要であると認められる場合。

看護とは、負傷・病気等のための世話の他、予防接種・健康診断を受けさせることも該当します。

期間等：1年に5日の範囲内とします。その養育する子が2人以上の場合は10日の範囲内となります。